

くらしのサポーター

徳島県消費者情報センター

通信

2022
8月号

No.190

被災地域は特に注意！災害後の住宅修理トラブル

近年、台風や大雨・大雪、地震などによる自然災害が毎年のように全国各地で発生しています。今年も、8月に入って、北陸や東北地方などで大雨の被害が出ています。

自然災害が発生した場合、それに便乗した悪質商法など、自然災害に関連した消費者トラブルが多く発生する傾向があり、特に被災地域では、多くの相談が寄せられています。また、災害直後でなくとも過去の災害を持ち出したり、将来の不安をあおったりして勧誘され、トラブルになるケースも見られます。

そこで、災害に関連した消費者トラブルとして、特に多く寄せられる住宅の修理トラブルについてまとめました。事前に知っておいて、こうした消費者トラブルにあわないように注意してください。

住宅修理の強引な勧誘

【事例】「すぐに直さなければ雨漏りする」と2時間以上、執拗(しつよう)に工事を勧めてきた

不安をあおられて結ぶ高額な契約

【事例】「今直さないと大変なことになる」と不安をあおられて屋根修理工事を契約した

住宅の杜撰(ずさん)な修理工事

【事例】塗装工事の内容が杜撰でやり直しが必要なうえ、工事完了も大幅に遅れている

公的機関からの委託を受けたと称し、点検に来る

【事例】県の防災部署から委託されていると電話があり、県に確認すると無関係だった

保険金が使えると勧誘する住宅修理サービス

【事例】先月の雪害により雨どいが壊れていると言われ、保険金の申請サポート契約をした

<消費者へのアドバイス>

- ◎契約を迫られても、その場では契約せず、複数の事業者で比較検討してください
- ◎不安をあおる勧誘を受けた場合は、業者の話だけを信じずに特に注意しましょう
- ◎契約する際には、工期や費用を十分確認しましょう
- ◎「保険を使って自己負担なく修理できる」「申請サポートをする」と勧誘されたら要注意！
- ◎請求期限が迫っている等の勧誘をうのみにせず、安易に契約しないようにしましょう
- ◎訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合、クーリング・オフができます



消費者庁イラスト集

困ったとき、心配になったときは、
消費者ホットライン

い や や
188

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の最初の一歩をお手伝いします。

くらサポ川柳



徳島市

つばめファンさん

てまえどり

販売ロスの

削減に

徳島市

うめぼしおにぎりさん

サンマがね
いつの間にか
にやら

高級魚

借金するよう指示し、強引に契約を迫る手口に注意

「お金がない」等と言って断っている消費者に対して、借金やクレジット契約をさせてまで強引に契約を結ばせる手口に関するトラブルが、20歳代の若者に多くみられます。

【事例1】「お金がない」と断ったら、事業者へ貸金業者の無人借入機まで同行され、借金したお金で契約してしまった

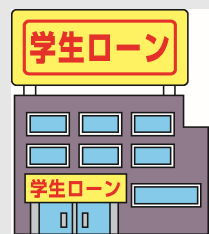


消費者庁イラスト集

WEBデザインを学べるオンラインスクールに興味を持ち、事業者に連絡を取った。担当者からカフェで話を聞き、仕事で稼げるまでサポートするというコースの契約書に署名した。そこで初めて契約金額は約100万円と聞かされ、「高額でお金がなくて支払えない」と言う「消費者金融で借りればいい」と言われた。担当者と貸金業者の無人借入機に行き、学生だと借りられないので社会人と偽って借りるよう指南を受けた。その日のうちに50万円を借り入れし、預金と合わせて約70万円を担当者に手渡した。友人に相談したら「高額すぎるし、怪しい」と言われた。事業者にクーリング・オフを申し出たが、返金されるだろうか。
(20歳代 女性)

【事例2】「高額で払えない」と断ったら、学生ローンで借金する方法を事細かく指示された

大学の先輩にファミリーレストランへ呼び出され、「約50万円のFX自動売買システムを購入すれば、何もしなくても稼げる」と、もうけ話の勧誘を受けた。高額で支払えないと断ったら「みんな学生ローンで借りて支払っている。資格を取るための学校に通う費用と言えば貸してくれる」と指南され、申し込み時に申告する学校名や資格講座名を教えられた。その後、2つの学生ローンで50万円を借り、手持ちの現金とともに支払ったが、50万円も借金してしまい不安になった。FX自動売買システムの契約書はもらっておらず、会社の住所や連絡先も分からない。商品も届いていないので、クーリング・オフしたい。
(20歳代 男性)



消費者庁イラスト集

トラブル防止のポイント

○借金をしてまで契約すべきものかよく考えましょう

○断る際は、「お金がない」ではなく、「いません」ときっぱり断りましょう

「お金がない」と断ると、貸金業者から借金をするように持ちかけられたり、クレジット契約を勧められたりして金銭的に断る理由を封じられ、強引に契約を勧められる場合があります。

○ウソについて借金することは絶対にやめましょう

【国民生活センター】

《コラム》特殊詐欺にご注意

～県消費者法務相談員：中川まな美（弁護士）～

被害者に電話をかけるなどして、対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振り込み、その他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪を「特殊詐欺」といいます。

「オレオレ詐欺」とか、「還付金詐欺」、「架空料金請求詐欺」などは、みなさんも耳にしたことがあると思いますが、こういった犯罪が「特殊詐欺」と言われるものです。

最近、徳島県内でも、警察官を装って高齢者宅に電話をし、高齢者に対し、「あなたの銀行の口座が悪用されているから、キャッシュカードを預かる」などと言って信用させ、後に警察官のふりをして高齢者の自宅を訪問し、キャッシュカードをだまし取るといった手口の特殊詐欺が起きています。犯人は、キャッシュカードを取った後、すぐにATMで被害者の預金を引き出しますので、被害者が被害に気づいたときには、既に預金が全て引き出されていたりします。

警察庁の発表によると、昨年1年間の特殊詐欺の被害額は、285億2千万円で、認知件数は、1万3,550件であったとのこと。とんでもない金額が犯罪者らの手に渡っていて、その陰には、辛い思いをしている多数の被害者がいるのです。

このような特殊詐欺については、社会的にも注意喚起がされ続けているのに、被害が後を絶ちません。これだけ被害が出ているのですから、「私には関係ない」「私は絶対に詐欺にはひっかからない」という考えは、甘いし、間違っているのです。被害に遭った人たちも、被害に遭うまでは、そう考えていたのではないのでしょうか。

電話でお金の話は詐欺です。電話で銀行口座やキャッシュカードの話も詐欺です。そのような事があったら、必ず誰かに相談しましょう。

老人ホームなどの入居権を譲ってという電話は詐欺です

「大手住宅メーカーを名乗って電話があり、『近隣に新しい老人ホームができる。あなたの為に優先枠を設けているが入居を希望するか。』と聞かれ、『しない』と返事をした。翌日、『あなたの枠に入居したい人がいるので権利を譲ってほしい。』との電話があったが不審だ。」との相談が徳島県消費者情報センターに寄せられました。

これは、複数の人物や業者が登場し、まるで演劇のように仕立て上げられた勧誘が行われることから、「劇場型勧誘（買え買え詐欺）」と呼ばれている手口です。数年前には多くの相談が寄せられていましたが、最近再び流行ってきていますので、ご注意ください。

<相談事例>

介護施設運営会社を名乗る人から「市内に介護施設ができ、市内在住者のあなたには入居権がある」と電話があった。「必要ない」と断ると「他市に住む女性に権利を譲ってあげてほしい」と言われたので承諾した。後日、弁護士を名乗る人から電話があり「あなたは入居するつもりがないのに申し込んだので犯罪だ。違反金 600 万円支払わないと逮捕され拘留所に入ることになる」と言われた。お金を用意したがだまされているのではないかと心配している。（80歳代 女性）

<気を付けるポイント>

- **実在する企業名などを名乗り「高齢者施設の入居権を譲ってあげてほしい」などと持ち掛ける不審な電話**がかかってきたという相談が、寄せられています。このような電話は詐欺です。相手にせずすぐに電話を切ってください。
- 話を聞いてしまうと、さまざまな口実で金銭を要求されます。一度支払ってしまうと取り戻すことは困難です。不安に感じて、話をうのみにせず、絶対にお金を払わないでください。

【国民生活センター・徳島県消費者情報センター】

くらしのサポーター レベルアップ講座

◆令和4年度徳島県消費者大学校 公開講座 オンデマンド視聴のご案内

6月～7月にかけて開校しました「令和4年度徳島県消費者大学校」の講座の中から、以下の3つの講座を「公開講座」として配信します。くらしのサポーターとして、改めて確認していただきたい講座ばかりです。オンデマンド配信で、いつでもどこでもご覧になることができますので、毎週出席することが難しく大学校に参加できなかった方、新しい情報を知りたい方など、ぜひ、お申し込み下さい！

	講座名	講師	内容
1	地域消費者リーダーの役割	(一財)日本消費者協会 専務理事 橋本 康正	・消費者活動とは ・地域リーダーとしての行動
2	くらしと法律	徳島弁護士会 消費者問題対策委員会 委員長 木村 正	・くらしに関する法律 ・消費者トラブル～事例から考える～
3	情報化社会と消費者	徳島大学情報センター 谷岡 広樹	・情報化社会とは ・インターネット広告 インターネットショッピング

お申し込み（視聴までの流れ）

- ①氏名、メールアドレス、視聴希望の講座番号をメールで下記アドレスまでお送り下さい。
送付先：t-shouhi@mail.pref.tokushima.jp
件名：消費者大学校公開講座
- ②視聴用URLと資料(※)を送付します（YouTubeでの限定公開です）。
- ③アンケート用URLをお知らせしますので、視聴終了後にお答え下さい。

※資料は電子データでお送りしますので、各自ダウンロードしてお使い下さい。

※インターネットでの視聴が難しいなど、視聴に当たってのご相談がありましたら、消費者情報センター（☎088-623-0612）までお電話下さい。

くらしのコラム

うらばんえ
盂蘭盆会 ～先祖供養の日～

三省堂の「大辞林」によると盂蘭盆(会)とは、盂蘭盆経に基づき苦しんでいる亡者を救うために7月15日や8月13日～15日頃に行われる仏事である。盂蘭盆経は、地獄に堕ちた目連の母の物語。

物語の概要は、目連が餓鬼道に堕ちた母を救うために、百日修行(外出禁止のお籠修行)を終えた僧侶に食事供養をした。すると、大勢の僧侶による読経の力が、“逆さ吊り”になっていた母を救ったのである。

この逆さ吊りが、ウラバナ、であり日本語で盂蘭盆会と呼ばれる。この時、母が出るのに地獄の門が開き、ここから多くの亡者が出てきた、この時に喜び踊ったのが盆踊りのはじめで、多くの人が集まり踊るのである。

盆踊り、阿波踊りもボニ(盆の阿波弁)踊りと言われていた。

くらしのサポーター 三原茂雄

絵てがみ



くらしのサポーター 福谷洋介

くらしのサポーターの皆様の投稿大歓迎！

くらサポ川柳への投稿、地域のイベント宣伝や活動報告など、掲載したいことがありましたら、お気軽におたずねください！

お問い合わせ先：徳島県消費者情報センター

〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目5番地 アミコビル東館 7階

・相談電話 ☎ 088-623-0110 ・啓発受付 ☎ 088-625-8285

・事務担当 ☎ 088-623-0612 ・ファクシミリ 📠 088-623-0174

【電子メール】 t-shouhi@mail.pref.tokushima.jp

【ホームページ】 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/>

